

令和4年度第3回茅ヶ崎市民生委員推薦会会議録

議題	<p>1 委嘱式</p> <p>2 開会</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 委員長の任期について</p> <p>(2) 委員長・職務代理者の選出について</p> <p>(3) 令和4年度一斉改選の報告について</p> <p>(4) 民生委員・児童委員の推薦審議について</p> <p>(5) 民生委員・児童委員の推薦基準について</p> <p>(6) その他</p> <p>4 閉会</p>
日時	令和5年2月13日(月) 15時00分～16時15分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	<p>委員長 岩田 はるみ</p> <p>職務代理者 木下 操</p> <p>委員 岡崎 進</p> <p>委員 細田 勲</p> <p>委員 山口 美知子</p> <p>委員 習田 祐子</p> <p>委員 水島 修一</p> <p>委員 坂巻 清</p> <p>委員 下里 由香</p> <p>委員 井上 明</p> <p>(欠席委員)</p> <p>坂井 修一、伊藤 甲之介、三輪 正彦</p> <p>(事務局)</p> <p>内藤福祉部長</p> <p>大川福祉政策課長</p> <p>森福祉政策課課長補佐</p> <p>中田福祉政策課副主幹</p>

	舟橋福祉政策課主事
会議資料	<p>次第</p> <p>茅ヶ崎市民生委員推薦会委員名簿</p> <p>資料1 令和4年度一斉改選に係る経過と今後の予定</p> <p>資料2 民生委員数等の状況（令和5年4月1日時点）</p> <p>資料3 民生委員・児童委員推薦基準</p> <p>資料4 候補者個人調書</p> <p>参考資料1-1 民生委員法施行令（抜粋）</p> <p>参考資料1-2 民生委員法（抜粋）</p> <p>参考資料1-3 茅ヶ崎市民生委員推薦会規則</p>
会議の公開・非公開	一部非公開
非公開の理由	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号 個人に関する情報で、特定個人が識別され、又は公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの
傍聴者数	0人

（会議の概要）

～民生委員推薦会委員委嘱式～

○福祉政策課長

ただいまより令和4年度第3回茅ヶ崎市民生委員推薦会を開催する。本日は、委員改選後の初めての会議のため、最初に各委員より自己紹介をお願いしたい。時間の関係上、所属とお名前のみでお願いしたい。岩田委員よりよろしく願います。

～委員自己紹介～

○福祉政策課長

続いて、事務局の紹介をさせていただきます。

～事務局職員紹介～

○福祉政策課長

議事に入る前に、欠席委員の確認をさせていただく。本日の欠席については、坂井委員、伊藤委員、三輪委員の3名となっている。本日の会議については、委員の半数以上の出席をいただいているので、民生委員法施行令第4条の規定により、会議が成立していることを報告させていただく。

次に、会議資料の確認を事務局よりさせていただく。

○事務局

それでは、会議資料の確認をさせていただく。

本日の次第

茅ヶ崎市民生委員推薦会委員名簿

資料1 令和4年度一斉改選に係る経過と今後の予定

資料2 民生委員数等の状況（令和5年4月1日時点）

資料3 民生委員・児童委員推薦基準

資料4 候補者個人調書

（参考資料1－1） 民生委員法施行令（抜粋）

（参考資料1－2） 民生委員法（抜粋）

（参考資料1－3） 茅ヶ崎市民生委員推薦会規則

以上の資料に不足等はないか。

なお、資料4については個人情報が含まれているので、会議の終了後、事務局で回収する。

○福祉政策課長

それでは、これより議事に入るが、本来であれば議事進行は委員長にお願いするところである。現在、委員長不在のため、委員長が決まるまでの間においては、福祉政策課長が議事進行をさせていただきたいと思うが、よろしいか。

○民生委員推薦会委員

異議なし。

○福祉政策課長

それでは、委員長が選出されるまで、議事進行について担当する。

続いて、茅ヶ崎市では、茅ヶ崎市自治基本条例第14条第3号の規定により、審議会は原則公開となっているが、本日の議題の（4）民生・児童委員の推薦審議については、個人情報を含むため非公開とし、そのほかの議題については公開としたいと考えているが、よろしいか。

○民生委員推薦会委員

異議なし。

○福祉政策課長

また、公開の部分については、会議を傍聴することができることとなっている。事務局より傍聴の報告をお願いします。

○事務局

本日、傍聴者はいない。

○福祉政策課長

承知した。

それでは、議題（１）委員長の任期について、お手元に参考資料１－１「民生委員法施行令（抜粋）」をご用意いただきたい。民生委員法施行令第１条第１項に「民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。」ことと規定されている。平成２５年１２月１９日に開催された第３回民生委員推薦会において、委員長の任期について、委員の皆様と同様に３年とすることで決定されている。今期も同様に、委員長の任期は３年としてよろしいか。

○民生委員推薦会委員

異議なし。

○福祉政策課長

異議がないので、委員長の任期も委員と同様３年とすることに決定する。

続いて、議題（２）委員長・職務代理者の選出について議事を進める。

お手元に参考資料１－２「民生委員法（抜粋）」をご用意いただきたい。民生委員法第８条第３項では、「民生委員推薦会に委員長１人を置く。委員長は、委員の互選とする。」と定められている。委員の中から委員長の選出についてご意見等があればお願いします。

○水島委員

慣例だが、これまでも市議会の副議長に委員長をお願いしてきた経緯があると思う。会議の進行を円滑に進め、まとめてきていただいていたこともあるので、今回も岩田はるみ委員を私からは推薦させていただきたい。

○福祉政策課長

そのほか、ご意見はいかがか。

ただいま、委員長に岩田はるみ委員の推薦をいただいたが、皆様いかがか。

○民生委員推薦会委員

異議なし。

○福祉政策課長

異議がないので、委員長については岩田はるみ委員にお願いします。

岩田委員長については、委員長席への移動をお願いします。

(岩田委員、委員長席へ移動)

○福祉政策課長

それでは、早速であるが、岩田委員長に就任のご挨拶をいただきたい。

○岩田委員長

皆様、こんにちは。民生委員・児童委員は今、なくてはならないものとなっている。担い手不足が叫ばれている中で、熱意ある方を推薦できるとは非常にうれしいことである。

皆様には審議を行っていただき、今後ともよろしくお願ひしたい。

○福祉政策課長

それでは、これからの進行は岩田委員長にお願いします。

○岩田委員長

では、次に、職務代理者の選出について議事を進める。民生委員法施行令第2条第2項には「委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。」と定められている。職務代理者は、委員長不在の場合に、本推薦会の議事進行等を行っていただく場合がある。委員の中から、委員長の職務代理者の選出についてご意見等があればお願いします。

○水島委員

これまでも委員長職務代理者については、茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会の会長にお願いしてきた経緯があるので、これまでの経験も踏まえ、今回も木下委員を私からは推薦させていただきたい。

○岩田委員長

水島委員より、職務代理者に木下委員のご推薦をいただいたが、いかがか。

○民生委員推薦会委員

異議なし。

○岩田委員長

異議がないので、委員長職務代理者は木下委員にお願いしたい。

それでは、職務代理者就任のご挨拶を木下様からいただきたい。

○木下職務代理者

皆様こんにちは。皆様方には足元の悪い中、委員会へのご参集、感謝する。先ほどの委員長の言葉もあったが、今は民生委員の支援を必要としている方々が地域で増えている。

一人世帯、身寄りの方が近くにいない方々が特に増えている。そうした方々が日々、安心して過ごせるよう私たちは活動をしている。皆様方の支援、協力を今後ともよろしくお願

いしたい。

○岩田委員長

それでは、次に、議題（３）令和４年度一斉改選の報告について、事務局よりご説明願う。

○事務局

それでは、ご説明する。

お手元には資料１「令和４年度一斉改選に係る経過と今後の予定」をお出しいただければと思う。

令和４年７月１５日に今年度第１回茅ヶ崎市民生委員推薦会を開催し、民生委員・児童委員２６６名、主任児童委員２３名の合計２８９名の推薦が承認された。

また、推薦会終了後の内申の取扱いについて、神奈川県へ調書を提出するまでの間に追加内申があった場合には、委員長、職務代理者による追加審議とすることが推薦会で承認された。

その後、追加審議として、８月２９日に民生委員・児童委員１２名、主任児童委員１名、合計１３名の推薦が承認された。

最終的に、８月３１日には、承認いただいた候補者について、神奈川県へ３０２名の候補者名簿を提出した。

その後、神奈川県の審議を経て、国において審査が行われ、１１月上旬に委嘱が内定した。しかしながら１２月１日までに３名辞退の申し出があり、１２月１日時点では民生委員・児童委員２７５名、主任児童委員２４名の合計２９９名が委嘱をされた。

また、１２月１日の委嘱には間に合わなかったが、１１月１５日には書面による第２回茅ヶ崎市民生委員推薦会を行い、民生委員・児童委員４名、主任児童委員１名の合計５名の推薦が承認され、現在は３０４名の方々が活動をしている。

そして、本日、第３回茅ヶ崎市民生委員推薦会にて、９名の候補者をご審議いただく。

ご審議いただき、承認をいただいた候補者につきましては、４月１日並びに５月１日に委嘱し、活動していただくこととなる。

説明は、以上である。

○岩田委員長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等があればお伺いしたい。

○岡崎委員

１２月１日までに３名辞退したという話であるが、どのような理由で辞退されたのか。

○事務局

体調不良である。

○岩田委員長

他に何かあるか。それでは、議事を次に進める。議題（４）民生委員・児童委員の推薦審議に移る。この議題については、「非公開」となるので、よろしく願いたい。

—議題（４）非公開—

○岩田委員長

次に、議題（５）民生委員・児童委員の推薦基準について、事務局より説明を願う。

○事務局

事務局より、民生委員・児童委員の推薦基準について、説明させていただく。資料３「民生委員・児童委員推薦基準」をご覧ください。

現在、本市における推薦基準については、新任が７２歳未満、再任が７５歳未満としている。

民生委員の推薦基準については、国の年齢要件において、新任・再任を問わず７５歳未満となっているが、「神奈川県」では平成２８年度一斉改選時に年齢上限を撤廃している。これらの国、県の基準を踏まえ、令和３年の推薦会において、今回の一斉改選に向けた本市の推薦基準として、新任の年齢要件を２歳引き上げ、新任は７２歳未満、再任は７５歳未満とした。

しかしながら、なり手不足が課題とされる民生委員を確保していくにあたって、地域の実情や候補者のやる気、健康状態を加味した上で、年齢要件について満たしていない候補者についても、適任と判断とした場合、候補者として県に推薦をしている。

これまで、本委員会や茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会の中でも様々なご意見をいただきながら、事務局としても年齢要件について検討を重ねてきた。しかし、実態として、地域からは年齢要件を満たしていない候補者が多数内申されていること。また、年齢要件がなければ、もっと広く候補者を探すこともできるとの声を地域からもいただいている。

そのような中で、年齢要件については、実情に則していないこと、また、やる気や体力、健康状態については、個人差があるため、民生委員候補者としての適否を、一概に年齢で判断されるべきものでもないとの考えから、本市の推薦基準から年齢要件の上限についてはなくすことを提案する。

事務局からの説明と提案については以上である。

○岩田委員長

ただいま事務局から推薦基準についての説明があった。皆様いかがか。

○岡崎委員

撤廃しても良いと考える。ただし、民生委員候補者の家族が高齢であると介護等の兼ね合いもあるので、年齢の確認基準を設けることで安心して推薦できるようになるのではな

いか。

○木下委員

神奈川県では年齢制限を廃止している。神奈川県内の市町村の意見交換会の場に出ると、茅ヶ崎市はまだ年齢制限があるのか、と言われる機会が少なくない。民生委員は経験値が大事で、地域とつながる、顔の見える関係を作りながら地域の方々に信用してもらっていく必要がある。民生委員は一人一人の大事な相談を受けるので、信用なくして悩みを打ち明ける方はほとんどいない。継続的な関わりを持ちながら活動をしていくことが重要である。民生委員をすることで社会参加ができ、活動の中で元気をもらえるだけでなく、福祉についても覚えることができるといった話を聞いている。一方で、退任された民生委員で年齢制限がなかったらもう一期やりたかったという声を聞く。地域の方々が民生委員の顔がわからないまま一斉改選を迎え、担当の民生委員が変わるということはできるだけ避けなければならない。

神奈川県でも多くの自治体で欠員が生じている。民生委員活動を通して社会に関わり、少しでも委員自身が「若く」いられるように活動ができるのが理想である。神奈川県内において、80歳以上で活動されている方は少なくない。

○細田委員

年齢制限撤廃について、賛成である。そもそも何のために民生委員推薦書があるのか。推薦者の意見欄には、民生委員候補者を一番よく知っている人が状況を把握して記載をする。候補者に適さない人には推薦書を書かない。民生委員候補者として書類を提出する際には、自治会長がしっかり候補者を把握した上で推薦している。それを踏まえた上で再度、我々民生委員推薦会が審査をしている。推薦者の意見欄を書いた現場の自治会が民生委員候補者とコミュニケーションをとっていく中で、民生委員候補者がどれだけ地域に貢献をしているかがわかってくる。民生委員をやっていただける環境がない方についてはそもそもお願いをしない。民生委員をやっていただける環境にある方を自治会は選び、そのような前提で推薦を行っている。自治会長には推薦する責務が今後さらに求められるが、年齢制限を撤廃したほうが現場としては助かる。本人はなりたがっているが、年齢によって断るケースも少なくない。

○岩田委員長

それでは諮ることとする。資料3の民生委員・児童委員推薦基準のうち、項番2の年齢等について、上限についてはなくすことに異議はないか。

○民生委員推薦会委員

異議なし。

○岩田委員長

異議がないので、「民生委員・児童委員の推薦基準」における年齢上限について、な

くすこととする。

○岩田委員長

最後、議題（6）その他について、事務局より何かあるか。

○事務局

次回の推薦会については、現状では6月に予定している。

○岩田委員長

他に何かあるか。

○岡崎委員

茅ヶ崎市議会から全国の議長会を通して厚生労働省に対して、民生委員制度のあり方や金銭面などの見直しの働きかけを行ったものの、民生委員制度は全国的な制度であるため、簡単には変えることはできなかった。議会としてはそういった動きをしていることを承知していただきたい。

○岩田委員長

他に何かあるか。

それでは、本日の議題はすべて終了した。

以上をもって、令和4年度第3回茅ヶ崎市民生委員推薦会を終了する。